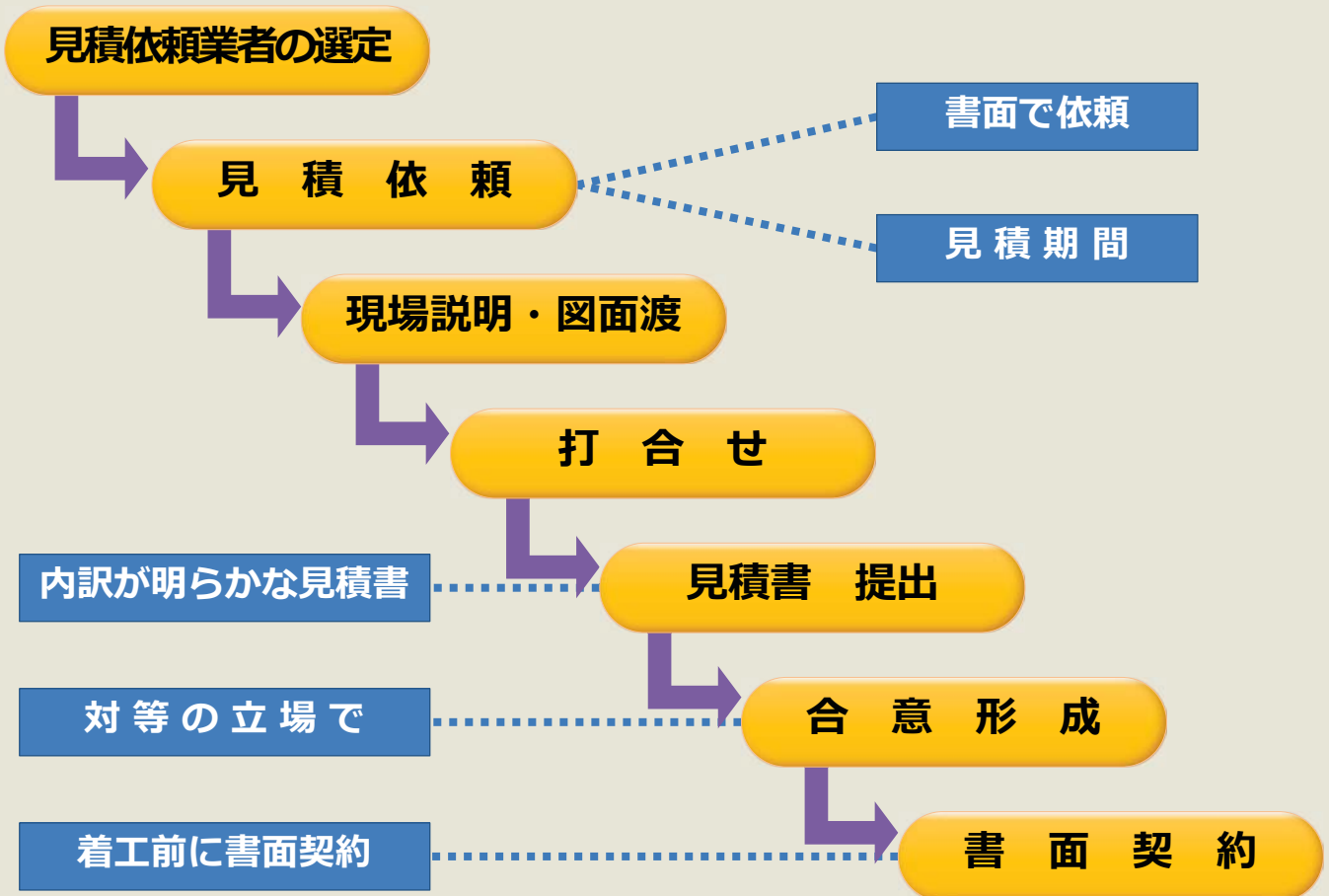


問 9 適正な手順による下請契約締結とは

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。（建設業法 第18条参照）

下請契約締結に至るまでのフロー図



「建設業法令遵守ガイドライン」を知っていますか？

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを、見積から支払まで実際の取引の流れに沿って具体的に示し、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として、策定されています。

※ 建設業法令遵守ガイドラインは、国土交通省のHPに掲載しています。

見積依頼<書面で依頼>

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下のことが記載された書面で行いましょう。
記載する事項は、契約書に記載しておかなければならない事項14項目のうち、請負代金の額を除いた13項目です。

見積依頼で示す13項目

①工事内容

②工事着手の時期及び工事完成の時期

③請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

④当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑤天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑥価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑦工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑧注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑨注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期

⑩工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑪工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑬契約に関する紛争の解決方法

※①工事内容については、最低限、次の8つの事項を明示しましょう。

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 1. 工事名称 | 6. 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項 |
| 2. 施工場所 | 7. 施工環境、施工制約に関する事項 |
| 3. 設計図書〔数量等を含む〕 | 8. 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 |
| 4. 下請工事の責任施工範囲 | |
| 5. 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程 | |

標準的な見積費目

直接工事費

+

共通仮設費

+

現場管理費

+

諸経費

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。（建設業法 第20条第3項、建設業法施行令 第6条参照）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

見積書提出 <内訳が明らかな見積書>

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかにするよう努めなければなりません。（建設業法 第20条第1項参照）

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

注) この際に内訳明示すべき必要経費には、社会保険の保険料に当たる『**法定福利費**』も含まれます。

『法定福利費』は、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン 第2(8)）

合意形成 <対等な立場で>

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。

（建設業法 第18条、建設業法 第19条の3参照）

※元請負人は、下請負人との打合せ時に査定の詳細をきちんと下請負人に説明しましょう！

合理的な根拠もなく、原価にも満たない低い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちりと説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。